

令和8年度 学校いじめ防止基本方針(行動計画)

高知大学教育学部附属特別支援学校

令和 元 年 12 月 1 日 策定

Ⅲ いじめを「早期発見」「早期解決」するための方策

※検証は、4(よくできている)3(おおむねできている) 2(あまりできていない)1(できていない)で実施する。

いじめの定義	「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策基本法第2条)
学校の現状と課題	本校では、発達段階や障害特性から、人のかかわりに課題がみられ、何気ない児童生徒同士のかかわりの中からトラブルに発展するケースが見られている(学校生活アンケート結果による)。自分の行動が、相手にとってどのような思いをさせるのかまで考えることが難しく、仲良くしているつもりでかかわりをもたぬつもりが、声が大きかったり、強く接触したりしてしまっ、いくら悪気がなくても、「いやだ」、「怖い」と感じる児童生徒がいる場合もある。教員は丁寧に事案をみて、児童生徒の声を拾い、当該児童生徒双方に丁寧に対応していく必要がある。日常の指導にあわせて、道徳、自立活動(社会性の学習)等でも必要な指導内容を検討して取り組んでいくことが大切であると考えている。 学校としては、児童生徒の障害特性に応じた指導と遊びに関わる気配り等、常に児童生徒の行動を把握しておくことが求められるとともに、教員のいじめに対する態度を高め、児童生徒の指導の在り方を見直す。また、いじめが明らかとなった時、いじめた側の保護者の理解と協力をどのように促すかが課題となる。
学校の基本的な認識	いじめにかかわらず、全ての教職員が障害の種類、程度、特性に関わらず人権尊重については最も基本的かつ重要な事項としてとらえていく。いじめについては、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、以下の基本認識をもって防止にあたる。 -いじめは人間として絶対に許されないという強い認識を持つ。 -いじめに対しては被害者の立場に立った指導・対応を行う。 -いじめは全教職員で取り組む問題であり、学校の在り方が問われる問題である。 -いじめは家庭教育、環境(学校含む)の在り方に大きくかかわる問題であり、奥深い視野から取り組む必要のある問題である。
いじめ防止等に向かう学校の姿勢	○ いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。 ○ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊心を育む教育活動を推進する。 ○ 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育むことにより、いじめの防止・早期発見に努める。 ○ 発達の段階に即した確かな児童生徒理解、教育相談の重視、一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。 ○ いじめを早期に発見するために調査や家庭訪問を実施し、学校と家庭で情報を共有する。 ○ 学校と家庭・地域関係機関が連携・協働して、早期発見に努めるとともに、発生時は毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

目的	具体的な取組	検証
早期発見のために	1 小さな変化や兆候に気づく	いじめはどこでもだれでも起こりうるものとして、児童(生徒)の様子を観察する。 個々の教職員で個別に判断することなく、気になる変化はメモ等で情報共有し、複数の視点で観察を継続する。 気になる児童(生徒)への積極的な働きかけを行う。誰にでも相談できることを伝え、安心感を持たせる。
	2 気づいた情報を確実に共有する	事案発生時の聞き取り調査票に記載し、いじめ相談・通報受付窓口が集約して、情報の一元化を図る。 いじめ問題に取り組むために関係者からの情報を収集し、校内組織に滞りなく情報を上げていく。 いじめの可能性を安易に否定することなく、常に事案発生時の事態を念頭におき観察を継続する。
	3 家庭・地域と連携した見守りをする	日頃から学校・学校通信等を活用し、開かれた学校づくりに努め、家庭からの情報を受けやすい体制を整える。 地域の関係機関との連携を深め、情報を受けやすい体制を整える。 ポスターや相談カード等で、学校外の相談窓口の所在を、児童や保護者に周知する。
早期解決のために	1 組織で対応する	解決のための責任の主体を組織に置く。教職員個人の責任や判断のみで対応しない。 当該事案の解決のために最も有効となる役割分担を行い、迅速な対応を行う。 事実関係を早期に把握する調査を行う。被害-加害の二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
	2 児童生徒へのケア・指導としてやるべきこと	いじめられている児童生徒の安全を最優先に考え、状況を把握し、本人や保護者の気持ちに寄り添った対応をする。 いじめた子には、「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を持つと同時に、育成的な指導に努める。 いじめの全体像を正確に把握し、必要に応じて当該児童生徒等の属する集団への指導を適切に行う。
	3 家庭・関係機関と連携して取り組むこと	いじめ問題が起きた際は、家庭との連携をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求める。 家庭での様子や、交友関係等についての情報を提供してもらい、指導に生かす。 子どもや保護者の状況に応じて、スクールカウンセラーや相談機関等の活用も勧める。

Ⅱ いじめを「未然に防止」するための年間計画

※検証は年度末に実施する。

目的	具体的な取組	実施時期【対象学年やブロックでの指定も可】												検証 (○△×等)			
		通 年 始	4 月	5 月	6 月	7 月 夏 季 休	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月 冬 季 休	1 月	2 月		3 月 学 年 末		
ア 学校として、教職員自身の人権意識の向上のための校内研修	1 全ての子どもが参加・活躍できるための授業改善	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 教職員自身の人権意識の向上のための校内研修	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 いじめを予防する相談体制の整備	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ と児童(生徒)組むことへの指導	1 人とかかわることの喜びや大切さにつづける指導	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 「いじめ」について学ばせる計画的指導(インターネット及び携帯電話を通じて行われるいじめを含む)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 自己有用感や自尊心を高める指導	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ こ連携して地域等と	1 子どもたちが肯定的に認められる地域との関係づくり	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 家庭・地域からの情報を受けやすい体制づくり	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 いじめ防止の重要性についての広報・啓発(インターネットいじめを含む)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

Ⅳ いじめ問題に取り組むための校内組織(いじめ防止・対策委員会)

ア 目的	「いじめ防止・対策委員会」を設置して、いじめの未然防止・早期発見への取組について協議し、今後の方策を決定する。
イ 構成メンバー	校長、副校長、学部主事、児童生徒部長、養護教諭、(人権教育主任)スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。
ウ いじめ防止・対策委員会 年間活動計画(年間 回以上開催)	いじめ防止・対策委員会の開催(定期的な情報交換を含む) いじめの相談・通報の窓口としての役割 外部関係機関との連携のための連絡・調整 年間活動計画の作成 教職員研修の計画・チェックリストの作成 1 学校いじめ防止プログラム(あったかプログラム等)の実施 支援の必要な児童(生徒)についての情報共有と指導の方向性を協議 授業評価アンケート・いじめアンケートの作成・実施
エ いじめが疑われる事案	いじめが疑われる事案が生じた場合は、校長の判断により組織的対応で迅速な解決を図る。 校長の判断により必要に応じて、生徒指導SVやSSW等の外部の専門的知識を有する者や関係機関との連携をとる。 ○事案に係る指導方針の決定、役割分担、取組の提示・周知(いじめ重大事態調査委員会が、取組全体の要となり、組織的対応を推進する)
オ 事実関係を早期に把握するための調査	○事実関係を早期に把握するための調査
カ 専門的知識を有する者との連携	○専門的知識を有する者との連携
キ 教育学部との連携	○教育学部との連携
ク 高知市教育委員会との連携	○高知市教育委員会との連携
コ 家庭と連携した支援・指導の計画及び実施	○家庭と連携した支援・指導の計画及び実施

Ⅴ 方針や取組の検証と評価について